

①表面

年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は年間所得200万円)を超える方のための控除計算表

控除計算表

給与所得者が年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は年間所得200万円)を超える方のみ記入してください。
 該当する金額を控除しても収入300万円(所得200万円)を超える場合、申請しても承認されません。
 ①が収入300万円(所得200万円)以下になった場合に限り、減額返還願・猶予願を提出することができます。

※記入上の注意 :金額は円単位で記入してください。該当する金額がない項目は0円と記入してください。
 :黒または青のボールペンでご記入ください。(鉛筆や摩擦で消えるタイプのボールペンは使用しないでください。)

A 所得証明書類の年間収入(年間所得)

最新の所得証明書類(または延滞期間に該当する年度の所得証明書類)に記載の金額を記入してください。

- ・給与収入のみの場合、給与収入額を記入 (収入) をかこみ金額を記入。
 ・給与以外の所得がある場合は、合計所得額(総所得額)を記入 (所得) をかこみ金額を記入。

A
 収入
 所得 3,955,000 円

B 奨学生本人の被扶養者にかかる控除

※記入欄が不足する場合は別紙に記載してください。

被扶養者の氏名	続柄	被扶養者の氏名	続柄	被扶養者の氏名	続柄
1 機構 奨子	妻	3		5	
2 機構 二郎	子	4		6	

※被扶養者の人数が記載された、奨学生本人の所得証明書類(原本)の提出が必要です。

B
 760,000 円

◆ 控除額: 被扶養者1人につき38万円控除。

38万円×被扶養者数(表に記入した人数) [2]人 = Bに記入。

C 奨学生本人の被扶養者でない、親への援助 ※親を奨学生本人の被扶養者としている場合は、Bへ記入してください。

父母の氏名	続柄	父と母が同居・別居(*1)	年間収入(*2)	父母が生活保護を受給しているかの有無(*3)	父・母どちらかを記入できない場合はその理由(離婚・死別等)【注】父・母どちらかが未記入であり、この理由欄も未記入の場合は審査できない場合があります。	親へ援助している金額(年間)
機構 花子	父	同居 / 別居	(収入・所得) (収入・所得) 980,000	有 / 無 有 / 無	父は在学中に死去したため	円/年 120,000円/年

- (※1) 父と母が、同居している場合は、父母両方の欄を記入し、収入(所得)の多い方の所得証明書を提出してください。
 (※2) 父・母が、収入150万円(所得100万円)を超える場合(奨学生が父・母と同居の場合)、Cの控除は認められません。
 父・母が、収入230万円(所得150万円)を超える場合(奨学生が父・母と別居の場合)、Cの控除は認められません。
 (※3) 父・母が、生活保護を受給している場合、Cの控除は認められません。

◆ 控除額: 年間38万円上限(父母別居の場合で各々に援助している場合は1世帯につき年間38万円(合計76万円)を上限)として実費を控除。

親へ援助している金額(表の右端列)と38万円のうち、金額の低い方を、Cに記入。
 (父と母が別居の場合でそれぞれに援助している場合は、親へ援助している金額(表の右端列)と76万円のうち、金額の低い方を、Cに記入。)

C
 120,000 円

D 奨学生本人の被扶養者でない、他の親族(2親等以内で配偶者・子を除く)への援助

※親への控除に加えて援助が必要な場合にのみ記入できます。対象者を奨学生本人の被扶養者としている場合は、Bへ記入してください。

援助の受領者氏名	続柄	父母との同居・別居(*4)	年間収入(*5)	生活保護を受給しているかの有無(*6)	学生であるかの有無(*7)	援助している金額(年間)
機構 花恵	妹	同居 / 別居	(収入・所得) (収入・所得) 580,000	有 / 無 有 / 無	有 / 無 有 / 無	円/年 120,000円/年

- ※援助の受領者の所得証明書を提出してください。
 (※4) 援助の受領者が、父・母と同居している場合は、Dの控除は認められません。
 (※5) 援助の受領者が、収入150万円(所得100万円)を超える場合(奨学生と同居の場合)、Dの控除は認められません。
 援助の受領者が、収入230万円(所得150万円)を超える場合(奨学生と別居の場合)、Dの控除は認められません。
 (※6) 援助の受領者が、生活保護を受給している場合、Dの控除は認められません。
 (※7) 援助の受領者が、兄弟姉妹の場合、学生でなければDの控除は認められません。

◆ 控除額: 年間38万円を上限として、実費を控除。

援助している金額(表の右端列)と38万円のうち、金額の低い方を、Dに記入。

D
 120,000 円

E 奨学生本人にかかる医療費

※奨学生本人が傷病であり、その加療期間が6か月以上であることが条件です。

※診断書、診断書に該当する医療機関等の領収書、医療費支払申告書(所定用紙)の提出が必要です。

◆ 控除額: 年間96万円(1か月8万円)を上限として、領収書等により証明される医療費を控除。

医療費支払申告書(所定用紙)の「負担する金額」の合計と96万円のうち、金額の低い方を、Eに記入。

E
 0 円

F 奨学生本人の被扶養者にかかる医療費

※奨学生本人の被扶養者が傷病であり、その加療期間が2週間以上であることが条件です。

※診断書、診断書に該当する医療機関等の領収書、医療費補助申告書(所定用紙)の提出が必要です。

◆ 控除額: 年間96万円(1か月8万円)を上限として、領収書等により証明される医療費を控除。

医療費補助申告書(所定用紙)の「負担する金額」の合計と96万円のうち、金額の低い方を、Fに記入。

F
 0 円

G 「災害」事由で願い出る場合の控除経費

※奨学生本人が支払ったことがわかる書類(ローン明細書のコピー、修理または購入領収書のコピー)の提出が必要です。

◆ 控除額: 奨学生本人名義、または支払い者が本人の場合の住宅取得経費、自宅修理工費、車・家財購入経費の年間支出額を控除。

奨学生本人が支払ったことを証明する、ローン明細書・領収書のコピー等の年間合計額を、Gに記入。

G
 0 円

H 減額返還を願い出る場合の控除

※減額返還を願い出る場合のみ記入可。

◆ 控除額: 奨学生本人が子を3人以上扶養している場合は一律300万円控除

◆ 控除額: 奨学生本人が子を2人扶養している場合は一律200万円控除

◆ 控除額: 上記以外の場合は一律100万円控除

控除額300万円を、Hに記入。

控除額200万円を、Hに記入。

控除額100万円を、Hに記入。

H
 0 円

I 控除後の年間収入(年間所得)金額

A - B - C - D - E - F - G - H =

※①が収入300万円(所得200万円)以下になった場合に限り、減額返還願・猶予願を提出することができます。
 (①が収入300万円(所得200万円)を超える場合、申請しても承認されません。)

I
 収入
 所得 2,955,000 円

※左記B、Cの控除の申請には、証明書の提出が必要です。

※各控除の申請に必要な証明書・申請条件等については、②裏面をご確認ください。

②裏面